

## うつくしま教育ネットワークに関する利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、ふくしま教育総合ネットワーク管理運用細則第11条に基づき、「うつくしま教育ネットワーク」（以下「教育ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (管理と運用)

第2条 教育ネットワークの管理者は福島県教育委員会教育長とする。

2 ネットワークの運用については福島県教育センター（以下「県教育センター」という。）が行うものとする。

### (利用機関)

第3条 ネットワークを利用できる機関（以下「利用機関」という。）は、次のとおりとする。

- 一 福島県教育委員会及び福島県内の市町村教育委員会
- 二 福島県内の公立・私立・国立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- 三 その他、県教育センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めたもの

2 福島県教育委員会及び県立学校を除く利用機関が教育ネットワークを利用しようとする場合は、様式1を用いて申請するものとする。

### (ネットワーク基盤)

第4条 教育ネットワークに係る基盤は県教育センターに設置する設備をもって充てる。

### (システム運用)

第5条 ネットワーク基盤のシステム（以下「システム」という。）の運用に係る次に掲げる事務は、県教育センターが行うものとする。

- 一 システムを使用可能にする手続き（ソフトウェア設定）
- 二 システムへの登録の手続き（ユーザ登録）
- 三 システムを継続して動作させるための管理（ソフトウェア管理）
- 四 システムを使用した結果の評価（システムの評価）

### (利用責任者及び運用主任の業務)

第6条 利用機関には、利用責任者を置き所属長をもって充てる。

2 利用責任者は、運用主任及び運用副主任を任命する。運用主任及び運用副主任は、利用責任者の監督を受け、教育ネットワークの利用をつかさどる。

3 利用責任者は、運用主任及び運用副主任を任命した時には、様式2を用いて届け出るものとする。

4 利用責任者及び運用主任は、概ね次の業務を行う。

- 一 IPアドレス等の管理
- 二 ネットワークトラブル時における組織内連絡網の確立
- 三 職員に対するネットワーク利用及びリテラシーに関する研修の実施
- 四 児童生徒へのネットワーク利用及びネチケット等の指導
- 五 インターネット利用に関するガイドラインの作成とその遵守
- 六 ネットワークの利用状況の把握及び維持管理
- 七 個人情報の保護及び管理

(電子メール)

第7条 所長は、第6条第3項の届出に基づき各学校等との連絡用として次の代表メールアドレスを発行する。

- 一 校長又は機関の長あて
- 二 教頭、副校長、次長あて
- 三 学校あて
- 四 学校以外の機関あて
- 五 運用主任あて
- 六 運用副主任あて

2 所長は、県内の教育関係職員及び児童・生徒に対して申請によりメールアドレスを発行する。

一 教育関係職員用メールアドレス

ア 教育関係職員とは、利用機関に勤務するすべての職員とする。申請には様式3を用いる。

イ 改姓等によりメールアドレスを変更する必要がある場合には、様式4を用いて申請する。

ウ 機関ドメイン名を含むメールアドレスの利用者については、年度毎に継続利用の申請を行わなければならない。

二 児童・生徒用メールアドレス

児童生徒の操作習得用としてメールアドレスを発行する。申請には様式5を用いる。

3 所長は、第8条第4項又は第9条第3項の申請があったときは、それぞれ次に定める管理用メールアドレスを発行する。

一 教育研究会等 Web ページ管理用アドレス

二 メールリングリスト管理用アドレス

4 利用機関が、メールの読み出しにPOP3を利用する場合は、様式12を用いて申請する。

5 教育ネットワークが提供するメールの保管場所の容量は、制限する場合がある。なお、1通あたりのメール容量も同様とする。

6 第1項から第3項に定めるメールアドレスの形式は、別表のとおりとする。

(Webページ)

第8条 利用機関は、申請により教育ネットワークのWWWサーバ上に、Webページを開設することができる。

2 Webページの内容と管理については、次のとおりとする。

一 Webページの内容は、学校教育に資するものであるとともに、著作権・個人情報保護等を定めた法令に反しないものとする。

原則として、本人と特定可能な写真・データ等は掲出しない。

二 教育ネットワークが提供するWebページの保管場所の容量は、制限する場合がある。

三 所長は、Web ページの管理のためにFTP アカウントを発行する。

3 利用機関が、Webページを開設しようとする場合は、様式6の1を用いて申請する。

4 福島県内の県教育研究会所属の各部会及び教育関係職員で構成する教育研究団体（以下「教育研究会等」という。）は、申請により教育ネットワークのWWWサーバ上に、Webページを開設することができる。申請には様式6の2を用い、内容と管理については第2項を準用

する。

(メーリングリスト)

第9条 利用機関及び教育研究会等は、申請によりメーリングリストを開設することができる。

2 メーリングリストの内容は、学校教育に資するものであるとともに、著作権・個人情報保護等を定めた法令に反しないものとする。

3 利用機関及び教育研究会等が、メーリングリストを開設しようとする場合は、様式7を用いて申請する。

(コンテンツ)

第10条 利用機関は、各コンテンツの作成・利用に関しては下記のことには留意しなければならない。

一 児童生徒の学習活動、教育関係職員の研修及び教育目的から逸脱しないこと。

二 著作権・個人情報の保護、その他法令に反しないこと。

三 公序良俗に反しないこと。

四 誹謗・中傷等特定の個人や団体に被害を与えないこと。

五 営利を目的としないこと。ただし、福島県教育委員会ウェブサイト広告事業実施要領第2条に規定するコンテンツについては、この限りでない。

六 ネットワーク通信の阻害や、ネットワーク環境の破壊・妨害をしないこと。

七 教育ネットワークの運用に支障をきたさないこと。

(Webフィルタリング)

第11条 所長は、利用機関に対して、コンテンツのWebフィルタリングを行う。

2 Webフィルタリングは、利用機関の事情に合わせて変更することができる。

3 利用機関が、Webフィルタリングを変更しようとする場合は、その目的により、様式8の1、様式8の2又は様式8の4を用いて申請する。

4 Webフィルタリングを様式8の4で変更した利用機関は、年度毎に申請を行わなければならない。

(廃止及び変更の申請)

第12条 利用機関及び教育研究会等は、教育ネットワーク利用又は各サービスの利用をやめる若しくは申請内容を変更する場合は、それぞれ定められた様式を用いて、すみやかに申請しなければならない。

(申請の方法)

第13条 利用機関は、前各条の申請(様式1を除く)及び届出を申請サイトにおいて行うものとする。

(接続機器)

第14条 利用機関は、教育ネットワークに接続された校内ネットワークから他のネットワークシステムや別システムのインターネット接続を行ってはならない。

(利用の制限)

第15条 所長は、利用機関が前各条に抵触すると認める又は利用されていないと判断した場合、教育ネットワークが提供するサービス等を中断又は廃止できる。

2 前項の規定により中断又は廃止するときは、教育ネットワークの利用責任者に対し、教育ネットワークを通じて通知するものとする。

(その他必要事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年5月14日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年3月15日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年12月16日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表

(別表は、<http://www.helpdesk.ut.fks.ed.jp/doc/riyou-kiteiver9.pdf> で公開しています)